

# GBS 対応船体コンストラクションファイルに基づく検査等に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

GBS 対応船体コンストラクションファイルに基づく検査等に関する事項

## 改正理由

IMO は、SOLAS 条約や MARPOL 条約等の国際条約に関する検査要件を取り纏めた指針を検査と証書の調和システムに基づく検査ガイドラインとして採択している。また、IACS は、当該ガイドラインに規定される検査要件のうち、船級検査の一部として実施すべき検査項目を IACS 統一規則 Z1 に規定している。

この程、IMO において当該ガイドラインの見直しが行われ、その改正が総会決議 A.1104(29)として採択されたことを受け、IACS は、当該ガイドラインとの整合を図るため統一規則 Z1 の改正を行った。

このため、改正された IACS 統一規則 Z1 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) GBS が適用される船舶にあっては、船体コンストラクションファイルに記載される特別な注意が必要とされる箇所を考慮して、必要に応じて、船体構造の検査を行う旨を規定した。
- (2) タンカーに備えるガス検知装置及びその校正のための装置の検査要件を明確にした。

## 改正条項

鋼船規則 B 編 3.7  
鋼船規則検査要領 B 編 B3.3.2